



LEGAL UPDATE

2026年3月

サイバーセキュリティ法施行政令案

2026年2月13日、ベトナム公安省（MPS）は、現行サイバーセキュリティ法第24/2018/ND-CP号を改正する新サイバーセキュリティ法第116/2025/QH15号（2025年サイバーセキュリティ法）が同年7月1日から施行されることを受けて、同法の条項を詳細に規定する政令案（本政令案）を公表した。本政令案は、現行法の施行政令第53/2022/ND-CP（53号政令）の関連規定を継承しつつ、2025年サイバーセキュリティ法との整合性を確保するため、一定の内容について修正・削除を行ったものであり、本政令が正式に制定されれば、53号政令は失効する。本稿では、本政令による53号政令からの主な変更点を紹介する。

1. サイバーセキュリティ確保義務の導入

53号政令と比較し、本政令案は、新たに、電気通信ネットワーク、インターネット、その他の付加価値サービスを提供する国内及び国外の企業に適用される具体的なサイバーセキュリティ確保義務を規定している。これには、以下の義務が含まれる。

• アカウント認証

事業者は、利用者アカウントを、ベトナムの携帯電話番号、またはそれが利用できない場合には、個人識別番号その他の関連法令に基づく合法的な電子識別方法により認証する必要がある。事業者は、認証済アカウントのみが、そのシステム上でコンテンツ投稿、情報共有、インタラクティブ機能の利用を行えるよう、技術的措置を実施しなければならない¹。

• ライブストリーム・アカウント認証

商業目的でライブストリームを行う利用者は、関連法令に従い、ベトナムの携帯電話番号または個人識別番号によりアカウントを認証する必要がある²。

• システムログの保存・管理

電気通信ネットワークおよびインターネット上でサービスを提供する事業者は、必要な際にデータを取得できるよう、少なくとも12か月間システムログを保存・管理する責任を負う。システムログには、最低限、サービス利用者のアカウント情報、ログイン/ログアウトの日時、ログイン/ログアウトのIPアドレス、投稿情報処理に関するログを含める必要がある³。

• 情報提供

ベトナム法令の規定に基づき、正当な要請がある場合、公安省所属のサイバーセキュリティ専門部署に対

¹ 本政令案第25条2項b号およびd号

² 本政令案第25条2項c号

³ 本政令案第25条6項



し、サービス利用者情報を提供することが義務付けられ、情報提供の期限は、通常の場合には、要請を受領した時点から最長 24 時間、国家安全保障を侵害するおそれまたは人命を脅かす緊急の場合には、最長 3 時間とされる⁴。

- **アクセスの制限・阻止、情報の削除等**

ベトナム法令の規定に基づき、正当な要請がある場合、サイバー情報セキュリティに関する法令に違反する内容について、アクセスの制限・阻止、情報の削除、サービス・アプリケーションの撤去をベトナム国内において実施することが義務付けられ、要請の実施期限は、要請受領時点から最長 24 時間、国家安全保障を侵害するおそれのある緊急事態の場合には最長 6 時間とされる⁵。

- **違反を繰り返すアカウントの制限または一時停止**

事業者は、短期間にサイバーセキュリティ関連法令違反を繰り返す個人アカウント、ページ、コミュニティグループ、またはコンテンツチャンネルについて、最大 180 日間、表示制限または一時停止を行わなければならない⁶。

- **アカウントの永久停止**

事業者は、ベトナムの国家安全保障を侵害するコンテンツを投稿するアカウント、3 度の一時停止後に再度違反するアカウント、行政処分決定、刑事事件の立件・起訴決定の対象となったアカウント、または人民裁判所による判決執行決定の対象となったアカウントを、永久に停止しなければならない⁷。

2. データローカライゼーションおよび外国企業の現地拠点設置義務の適用範囲の拡大・明確化

本政令案は、53 号政令におけるデータローカライゼーションの枠組みを概ね継承しており、国内企業は、一定の種類のデータ（ベトナム国内のサービス利用者の個人データ、当該利用者により生成されるデータ、ならびにその関係性に関するデータなど）のベトナム国内での保存が義務付けられるとしている⁸が、データローカライゼーション義務の対象となる外国企業については、53 号政令が定めるデータ保存および現地拠点設置義務の対象となる規制業種リストに加え、「オンラインアプリケーション」を明示的に追加することで、適用範囲を拡大している⁹。

さらに、本政令案は、違反行為に基づく、より厳格な執行基準を導入している。一方、53 号政令では、管轄当局からの文書による要請に従わない場合、データローカライゼーション義務やベトナム国内での支店/駐在員事務所設置義務を課すことが可能とされていた¹⁰のに対し、本政令案では、最長 6 か月間に 3 回の文書通知が発出され、それにもかかわらず外国企業が是正措置または要請への遵守を行わなかった場合に限り、当該義務

⁴ 本政令案第 25 条 3 項

⁵ 本政令案第 25 条 4 項 a 号および b 号

⁶ 本政令案第 25 条 4 項 d 号

⁷ 本政令案第 25 条 4 項 dd 号

⁸ 53 号政令第 26 条 1 項および 2 項、ならびに本政令案第 28 条 1 項および 2 項

⁹ 本政令案第 28 条 3 項 a 号

¹⁰ 53 号政令第 26 条 3 項 a 号

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



が課されることとされている¹¹。

3. データセキュリティ確保のための追加要件

本政令案は、新たに、データセキュリティを確保するための法的枠組みを整理する規定を追加した。特に、データ分類に基づくデータ保護の技術的要件、および当該データの運用・管理に関わる人員管理の要件を以下のとおり具体的に規定している。

- **重要データ**

重要データに区分されるデータを処理する情報システムは、少なくとも 2025 年サイバーセキュリティ法のレベル 3 のセキュリティ要件を満たし、24 時間 365 日の監視の対象とし、少なくとも週 1 回の定期バックアップを確保する必要がある。バックアップデータについては、少なくとも 6 か月に 1 回、復元可能性のテストを実施しなければならない¹²。

- **中核データ**

中核データに区分されるデータを処理する情報システムは、適用法令に従い、2025 年サイバーセキュリティ法のレベル 4 またはレベル 5 のセキュリティ要件を満たす必要がある。当該システムは、安全に区画された保管領域に設置され、公衆ネットワークから物理的または論理的に隔離し、データ暗号化措置を適用しなければならない¹³。

- **人員の標準化**

当該システムの管理権限を有する者、または中核データへのアクセス権限を持つ者については、採用・配属・任命前に身辺調査を実施し、秘密保持契約を締結し¹⁴、専門的なサイバーセキュリティ研修の認証を取得することが求められる¹⁵。

4. IP アドレス識別に関する追加規定

本政令案は、デジタル環境における違反行為者の追跡および識別を容易にするため、サイバースペースにおける IP アドレスの管理および識別に関する新たな規定を導入し、電気通信事業者およびインターネットサービスプロバイダーに適用される IP 識別に関する技術基準を以下のとおり規定している。

- **加入者情報の確認**

事業者は、IP アドレス割当時に加入者の識別情報を正確に確認するため、技術的措置を実施しなければならない¹⁶。

- **IP 識別のためのシステムログデータの保存**

¹¹ 本政令案第 28 条 3 項 a 号

¹² 本政令案第 31 条 1 項

¹³ 本政令案第 31 条 2 項

¹⁴ 本政令案第 33 条 1 項 a 号および c 号

¹⁵ 本政令案第 41 条 1 項

¹⁶ 本政令案第 38 条 2 項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



事業者は、IP アドレス識別の目的で、最低 12 か月以上システムログデータを保存する義務を負う。当該システムログデータは、最低限の項目として、▽送信元 IP アドレスおよび送信元ポート、▽宛先 IP アドレスおよび宛先ポート、▽通信セッションの開始・終了時刻、▽当該時点で IP アドレスを使用した加入者またはアカウント情報、▽Gateway ID、▽Session ID、▽IP アドレスマッピング情報（ある場合）を含まなければならない¹⁷。

- **IP 識別情報の提供**

事業者は、法令の規定に基づく要請を受領した時点から 24 時間以内に、完全かつ正確な IP 識別情報（個人の場合は氏名、個人識別番号、加入者名またはコード、登録住所、端末位置情報、組織の場合はその組織情報を含む）を提供しなければならない。緊急の場合には、提供期限は 3 時間に短縮される¹⁸。

加えて、事業者は、法令に別段の規定がある場合を除き、商業目的で IP 識別情報を使用、開示または利用することが禁止されている¹⁹。

¹⁷ 本政令案第 39 条 2 項及び 3 項

¹⁸ 本政令案第 40 条 2 項

¹⁹ 本政令案第 40 条 3 項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada / 小林 亮 Ryo Kobayashi / 野口 哲朗 Tetsuro Noguchi / Nguyen Thi Hong Phuc / Ha Minh Long / Bui Viet Anh / Le Dang Phuong Linh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada / 小幡 葉子 Yoko Obata / Le Phuong Lan / Nguyen Thu Huyen / Le Duc Son / Nguyen Thi Anh Phuong

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.